

PPNZについて？

1957年に非営利団体として設立されたPPNZミュージックライセンシングは国内と海外のレコードレーベルやレコードアーティストなどの権利者から著作権委託を受けるとともにニュージーランド国内の放送、複製、録音、ビデオの記録、公衆における著作物の上演や演奏などの管理をしています。PPNZは様々な形で利用される音楽について、利用者が適正な料金で著作権の手続きができる窓口となっており、お支払いいただいた使用料はレコード会社やアーティストなど権利者に分配しています。PPNZは現在、公衆送信権の放送権、放映権、上演権、演奏権と自動公衆送信権という著作権財産権を管理しております。

録音権・録画権とは？

録音・録画に関する著作権とは機械や設備にて作りだされたレコードまたはテープ、CD、DVD、VCD、MP3などの作品で仲介物によって音を流す権利です。

公衆送信権の（無線・有線）放送権・上演権（演奏権）・自動公衆送信権とは？

著作権法に基づく公衆送信権とは、著作物を有線無線を問わずに公衆に向けて送信することをコントロールする権利です。

公衆送信権に関する放送権とは公衆に向けて一斉に同じ内容を送信する場合で有線と無線とともに録音や録画を公衆に内容を伝えることです。オリジナル放送者以外の人物からオリジナル作品を有線・無線にて音や映像を公衆に内容を伝えるときにも該当します。

たとえばテレビ局やラジオ局の中で音楽や映像を送信するときに該当します。

自動公衆送信とは公衆の要求に応じて自動的に送信する場合で、インターネットにおいてホームページを閲覧させる行為、またはホームページに他人の著作物をアップロードして公衆において閲覧可能とする行為です。

たとえばネットテレビやネットラジオなどのサイトに音楽や映像によって公衆に内容を伝えることです。

上演権（演奏権）とは公衆に向けて直接的に見せたり聴かせたりすることを目的とすることです。上演・演奏権は脚本を舞台などで上演したり、音楽などを演奏したりまたは市販のCDを再生したりして、公衆に見せたり聞かせたりする権利です。

たとえば、小売店の店頭や喫茶店内やショッピングモールや百貨店などで音楽を流すことがこれに該当します。

なぜ営業施設・店舗に音楽を流すと権利が必要ですか？

音楽著作権に関して二つあります。

1. 音楽著作権とは歌詞と作曲を作った作者の保護をする権利です。APRAが音楽著作権の公衆送信権（放送権、演奏権など）を管理し、支払われた使用料を作詞家、作曲家と出版社に分配しています。
2. 録音著作権とは録音された著作物の保護をする権利で、PPNZがその公衆送信権（放送権、演奏権など）を管理し、支払われた使用料をレコード会社と権利委託者に分配しています。

APRAとPPNZはニュージーランドでは音楽作者と録音作者の代理として委託者の権利を保護していますので、もし営業施設・店舗等が音楽の使用を希望する場合にはAPRAとPPNZへの著作権の手続きが必要になります。

もっと音楽産業に関する資料をご覧になりたい方はこちらの“音楽地図”をダウンロードください。

私が音楽を購入したとき、著作権としての料金も含めて支払っているはずではありませんか？なぜ店舗で使用する際にまた著作権料を支払わなければなりませんか？

一般の消費者によって購入されたオリジナル音楽は単なる個人的、または家庭内のみでの使用権と所有権のみ有し、公衆の場所で放送したり営業施設・店舗等で使用する権利は含まれていません。

音楽を発売している権利者は購入した人に対して公衆の放送権や演奏権などの権利まで含めて販売していません。たとえばCDやDVDなどを購入したり、レンタルショップでそれらを借りるとき、ミュージックビデオや映画を再生する前に個人的な使用、家庭内での使用を求める警告が表示されませんか？一般に販売されている音楽は公衆な場所において使用する権利を持たず、あくまでも個人での使用が前提となっております。音楽を使用する店舗経営者に対して、権利者の許諾、また委託された団体（PPNZ）に適正な料金で著作権を支払うことが必要となっております。

私は店舗で一般のラジオやテレビを流していますが、著作権が必要ですか？

入場料が無料の店舗においてラジオやテレビを流すことに対してPPNZからの著作権は必要ではありません。但し、APRAからの著作権が必要となっております。なお、入場料がある場合でしたら（たとえば、体育館など）、PPNZからの著作権が必要となっております。

PPNZはライブ公演の著作権を管理していますか？

いいえ。PPNZはライブ公演に対しては著作権を管理しておりません。ライブ公演の著作権を管理している団体はAPRAとなっております。

PPNZの使用者は誰でしょうか？

- 。 BGM（バックグラウンドミュージック） 提供者
- 。 ホテル内の会場
- 。 クラブ
- 。 バー／パブ
- 。 レストラン／カフェ
- 。 美術館
- 。 大学／学校で
- 。 ダンススタジオ
- 。 ジム／体育館／フィットネスセンター／スタジオ
- 。 店舗／ショップ／ブティック
- 。 図書館
- 。 映画館
- 。 遊園地
- 。 スポーツクラブ
- 。 飛行機の中／電車の中／バスの中
- 。 美容院
- 。 ショッピングセンター
- 。 公民館
- 。 娯楽施設
- 。 ミュージックオンホールド（MUSIC ON HOLD）

PPNZの管理する著作権の手続きはどのようにすればいいのですか？

音楽の使用を希望される方は、PPNZのホームページにて申請書をダウンロードすることができます。電話での申請を希望される場合はこちらの番号080088PPNZ（0800887769）へお願いします。

私が経営している店舗ではアジアの音楽だけを流していますが、それでも著作権が必要でしょうか？

PPNZは現在国内会員と海外音楽協会とともに900万以上の歌曲の録音著作権（録音権）を管理しており、その中にはアジア国の著作作品も含まれています。上演する歌曲を流す権利があるかどうかを確認したい方は、私たちの許諾チームへご連絡ください。電話番号は080088PPNZ（0800887769）

私は音楽プロバイダーに料金をずっと支払っていますが、上演権・演奏権等の著作権料は含まれていないのでしょうか？

音楽プロバイダーとは音楽を複製するためと提供することに限られて権利があります。

経営者がプロバイダーに支払っている料金は音楽を上演したり、演奏したりする権利は含まれていません。上演権利・演奏権利等の著作権を得るのは経営者の責任となっております。

私は舞台、美術展、ファッションショー、スポーツイベント等で音楽を流したいのですが、著作権が必要でしょうか？

もし音楽を公衆な場所で使用する場合、音楽著作権と録音権を管理している人や委託された団体の許諾が必要となっております。音楽著作権が識別したい方はAPRAの方へお願いします。

もし私の営業所(店舗)はレンタルできるものとして、どうして我々が上演権・演奏権などの費用を担当になさるのでしょうか。その費用はお借主の責任ではないでしょうか。

ニュージーランド著作権法の第39条によると、営業所はレンタルできるとした場合、適当な経営条件が必要となっております。（APRAの音楽著作権とPPNZの録音権も含まれます。）その条件を担当になるのはオーナーの責任となります。

著作権を侵害した場合どのような罰になるのでしょうか？

ニュージーランド著作権法によると、他人の著作財産権利者を侵害する人に対して、5年以下の有期刑、拘留、または15万ドル以下の罰金にあたることになっております。犯罪種類と犯罪内容によって刑罰が違つかもしれませんが、録音権を侵害する人に対してPPNZは作者の保護者として法律訴訟する権利があります。

店舗はなぜPPNZへ連絡しなくてはなりませんか？

ニュージーランド著作権法によると、録音著作権をお持ちしている方は放送や上演などの報酬請求権を得て、放送や上演の希望者から権利の使用料金を徴収できることになっております。

PPNZは録音著作権者から委託されており、無線・有線の放送権や上演権・演奏権等の管理者として適正な料金をいただき、委託者に料金を分配しております。PPNZの会員として無線・有線放送を提供している方は放送権利に該当しますがPPNZからの許諾を得ていることになり、合法的に使用することができます。また、PPNZ会員として、会員本人以外の店舗で音楽を上演したり演奏する場合は、著作権法に該当しますのであらかじめ別にPPNZからの許諾を得るとともに、適正な料金を支払うことが義務付けられております。

ニュージーランド著作権法によると、営利的に放送や上演や自動公衆送信などの使用方法は他人の著作財産権利者を侵害し、5年以下の有期刑から、拘留、または15万ドル以下の罰金までお気をつけしましょう。

店舗でBGM（バックグラウンドミュージック）を提供したいと思っています。

音楽提供を希望する場合、**Music Service Providers**

licenceへの登録が必要となっております。**Music Service Providers**

licenceの登録に関する情報をご覧になりたい方は直接PPNZの連絡先ページへお願いします。またはお電話にてお問合せください。電話番号は0800887769です。

私はDJですが、店舗で音楽を流すと著作権が必要でしょうか？

DJがバックアップを目的として音楽を個人的に複製する（コピーする）行為は、合法とみなされます。その音楽を公衆のもとに上演や演奏、たとえばバーで演奏したり流したりする場合には、バーの責任者が上演権や演奏権を取ることが必要となっております。しかし、複製した音楽を売ることが目的となる場合にはミュージックサービスプロバイダー（MUSIC SERVICE PROVIDER）からの著作権が必要となります。